

平成 25 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

商法

設問 次の事案を読み、間に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、定款に株式の譲渡による取得について会社の承認を要するとする旨の規定を有しない会社で、創業者 A のいわゆるワンマン会社であった。取締役には A とその妻 B、および甲社の従業員 C が就任して取締役会を構成し、監査役には A の友人 D が就任していた。甲社の発行済株式 100 株のうちの 70 % を A が、20 % を B が、その余の 10 % を C が保有していた。

C は A の信任を一身に受け、次第に老いて気弱になった A から後継者として甲社の代表取締役社長に就任してほしいとの要請をたびたび受けるようになった。

平成 24 年 1 月 14 日、A は不治の病に侵され、余命いくばくもないことが発覚した。C は当然 A 死きあとの甲社の経営責任を担うつもりでいたが、懸念要素として A の一人息子 E の存在があった。E は、A との折り合いが悪くかつ会社経営に疎かだったが、近い将来相続により甲社株主として経営に干渉してくる可能性がないわけではなかった。

A は、平成 24 年 8 月 31 日に病院で死亡したが、A の存命時に C は A の見舞いと称して B および D とその病室を訪れ、真の動機は E の将来的支配権確立の妨害にあったが、事業規模を拡張したいので新株を発行したい旨を告げた。A は C を信頼しきっていたので C の提案に同意し、C は自己に対し一株当たりの払込金額 5 万円で甲社株式 50 株を発行する決議があった旨の甲社取締役会議事録を、A の病室を訪れた日である平成 24 年 8 月 24 日付で作成した。B および D もその旨を了知していた。一株当たりの払込金額が 5 万円とされたのは、甲社の純資産額を簿価で評価し一株当たりの価値を割り出したためで、時価で計算した場合の一株当たりの価値は実際にはその 10 倍近くあった。

問 A の株式を法定相続した E には、本件新株発行について会社法上どのような主張が可能と考えられるか。新株に対する払込期間が到来し C がすでに払込みを済ませている場合と済ませていない場合とに分けて検討しなさい。